

長浜市告示第133号

長浜市小児救急医療体制確保支援事業費補助金交付要綱（令和3年長浜市告示第145号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「出産後から学童期までの小児救急医療体制（NICUの同時運用）の確保」を「小児救急医療体制の確保及び新生児集中治療室（NICU）の維持運営」に、「地域で小児救急医療」を「地域の小児医療」に改める。

第2条中「長浜市湖北地域小児救急医療支援事業費補助金交付要綱（平成26年長浜市告示第170号）の補助対象となった」を「医療機関が休日昼夜間及び平日夜間において小児科医を1人以上確保し、小児である救急患者の診療ができる体制をとる」に改める。

第3条中「なるもの」の次に「（以下「補助対象者」という。）」を加える。

第5条（見出しを除く。）を次のように改める。

第5条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額明細書（様式第2号）
- (3) 必要に応じその他参考となる資料

2 補助金の交付を申請しようとするものは、年度開始後速やかに交付申請に必要な書類を市長に提出するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「次のとおり」を「次に掲げる書類」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績額調書（様式第3号）
- (2) 小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績額明細書（様式第4号）
- (3) 小児救急医療事業の実績がわかる書類
- (4) 収入支出決算（見込）書の抄本
- (5) その他市長が必要と認める書類

第6条第2項中「完了後1か月以内」を「完了の日から1か月を経過する日」に、「実績報告書」を「実績報告に必要な書類」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（決定の変更申請等）

第6条 補助対象経費の実支出額が補助金の交付決定額を下回る場合は、規則第8条に規定する交付決定の変更申請を省略し、実績報告をもってこれに代えることができる。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

補助基準額	補助対象経費
補助基準額は、次に掲げる方法により算出する。 (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表に基づく新生児特定集中治療室管理料１の点数と、新生児特定集中治療室管理料２の点数の差に１０円を乗じて得た額に、補助対象者が新生児特定集中治療室管理料を算定する際に使用した患者数を乗じる。 (2) (１)により算出した額から補助金交付年度の「長浜市湖北地域小児救急医療支援事業費補助金交付要綱（平成26年長浜市告示第170号）」に基づく補助金その他の湖北地域及び湖東地域の自治体から受領する小児救急医療に係る補助金の交付額（以下「小児救急医療補助金交付額」という。）を除き、当該額に１／２を乗じて得た額を基礎額とする。 (3) (２)により算出した基礎額に補助金交付年度の前々年度の長浜赤十字病院における小児救急受診者件数に占める長浜市の患者の比率を乗じて得た額を補助基準額とする。	補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が小児救急医療体制の確保のために行う事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1) 小児救急医療の運営に係る人件費のうち、補助金交付年度の小児救急医療補助金交付額を超えた額 (2) 小児科医師の確保に要する経費 (3) 小児科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費 (4) その他市長が認める経費

備考 補助基準額の欄（１）で用いる診療報酬点数は、補助金交付年度の前々年度のものとし、患者数は、補助金交付年度の３か年度前の年度及び前々年度の２年間の平均を適用する。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額調書

補助対象経費 支出予定額（A）	補助基準額 （B）	補助金額 （C）	補助金交付申請額 （D）
円	円	円	円

備考

- 1 A 欄には、小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額明細書（様式第 2 号）の補助対象経費明細の欄の合計額を記入すること。
- 2 B 欄には、小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額明細書（様式第 2 号）の補助基準額明細の欄の補助基準額を記入すること。
- 3 C 欄には、A 欄と B 欄とを比較して少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

小児救急医療体制確保支援事業費補助金所要額明細書

病院名

補助対象経費 明細		補助基準額 明細		
区 分	予定額	区 分	算 出 方 法	予定額
(1)小児救急医療の運営に係る人件費のうち、小児救急医療補助金交付額を超えた額	円	(1)NICUに係る加算差額の算出	A（新生児特定集中治療室管理料1点） －（新生児特定集中治療室管理料2点）	点
詳細	円		B 患者数	人
			C (A×10円×B)	円
(2)小児科医師の確保に要する経費	円	(2)小児救急医療補助金交付額を除いた基礎額の算出	D 小児救急医療補助金交付額（湖北地域分）	円
詳細	円		E 小児救急医療補助金交付額（湖東地域分）	円
			F (C－D－E)	円
			G (F×1/2)	円
(3)小児科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費	円	(3)長浜市患者分の算出	H 長浜赤十字病院における小児救急受診者件数に占める長浜市の患者の比率	%
詳細	円			
合計額 (1)～(3)		補助基準額	(G×H)	円

- 備考 1 長浜市小児救急医療体制確保支援事業費補助金交付要綱第4条及び別表の補助対象経費及び補助基準額の明細を記載すること。
- 2 補助対象経費明細の欄の予定額は、各詳細内容に係る額も記載すること。
- 3 補助対象経費明細の欄の「(1)小児救急医療の運営に係る人件費のうち、小児救急医療補助金交付額を超えた額」の予定額は、全体の人件費、除外する収入額(D＋E)の内訳がわかるように記載すること。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績額調書

補助対象経費 (A)	補助基準額 (B)	補助金額 (C)	既交付決定額 (D)	差引額 (C-D)
円	円	円	円	円

備考

- 1 A 欄には、小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績額明細書（様式第 4 号）の補助対象経費明細の欄の合計額を記入すること。
- 2 B 欄には、小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績額明細書（様式第 4 号）の補助基準額明細の欄の補助基準額を記入すること。
- 3 C 欄には、A 欄と B 欄とを比較して少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

小児救急医療体制確保支援事業費補助金実績説明細書

病院名

補助対象経費 明細		補助基準額 明細		
区 分	実績額	区 分	算 出 方 法	実績額
(1)小児救急医療の運営に係る人件費のうち、小児救急医療補助金交付額を超えた額	円	(1)NICUに係る加算差額の算出	A（新生児特定集中治療室管理料 1 点） －（新生児特定集中治療室管理料 2 点）	点
詳細	円		B 患者数	人
			C (A×10円×B)	円
(2)小児科医師の確保に要する経費	円	(2)小児救急医療補助金交付額を除いた基礎額の算出	D 小児救急医療補助金交付額（湖北地域分）	円
詳細	円		E 小児救急医療補助金交付額（湖東地域分）	円
			F (C－D－E)	円
			G (F×1/2)	円
(3)小児科医師の労働環境及び教育体制整備に関する経費	円	(3)長浜市患者分の算出	H 長浜赤十字病院における小児救急受診者件数に占める長浜市の患者の比率	%
詳細	円			
合計額 (1)～(3)		補助基準額	(G×H)	円

- 備考 1 長浜市小児救急医療体制確保支援事業費補助金交付要綱第 4 条及び別表の補助対象経費及び補助基準額の明細を記載すること。
- 2 補助対象経費明細の欄の実績額は、各詳細内容に係る額も記載すること。
- 3 補助対象経費明細の欄の「(1) 小児救急医療の運営に係る人件費のうち、小児救急医療補助金交付額を超えた額」の実績額は、全体の人件費、除外する収入額、(D＋E)の内訳がわかるように記載すること。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。